



記者発表

平成28年6月28日
福島河川国道事務所

河川愛護モニター決定

～河川愛護モニターへの委嘱状交付式を行います～

福島河川国道事務所では、河川管理の充実、河川愛護思想の普及を図るため、河川に関する情報や地域の要望を提供していただく河川愛護モニターを決定いたしました。

つきましては、平成28年度河川愛護モニターへの委嘱状交付式を下記の日程で行います。なお、モニターは、7月から来年6月まで委嘱します。

1. 委嘱状交付式

- 日時 平成28年7月1日(金)午後2時30分から
 - 場所 福島河川国道事務所3階大会議室
 - 平成28年度河川愛護モニター(全員で9名)
 - 任期 平成28年7月1日から平成29年6月30日
- | | | | |
|----------|----|----|---|
| 梁川地区 | 渡邊 | 祐一 | 様 |
| 福島地区 | 東山 | 京子 | 様 |
| 福島(荒川)地区 | 伊藤 | 賢之 | 様 |
| 福島(荒川)地区 | 高野 | 秀雄 | 様 |
| 二本松地区 | 渡邊 | 英二 | 様 |
| 本宮地区 | 長尾 | 良夫 | 様 |
| 郡山地区 | 村上 | 昌弘 | 様 |
| 郡山地区 | 八束 | 幸子 | 様 |
| 須賀川地区 | 中村 | 秀二 | 様 |

2. 河川愛護モニター制度について

(1) 制度の要旨

東北地方整備局では、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携を進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために、昭和50年から実施しています。

(2) 業務内容

- 1) 日常生活の範囲内で河川の異常を発見した場合(ごみの不法投棄、油流失等)、河川管理者に通報する。
- 2) 地域住民に対し、河川愛護思想の普及啓発に努める。

<<発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、郡山記者クラブ、須賀川記者クラブ>>

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
福島県福島市黒岩字榎平36 TEL024(546)4331(代)

河川管理課長	ひらだて 平館	じゅんいち 淳一(内線331)
保全対策官	すずき 鈴木	かん 寛(内線305)